

～ こんにちは！東北農政局です～ (第41号：令和7年6月)

食品産業ニュースレター

こんにちは、東北農政局です。梅雨入りの季節を迎え、天気が安定しない日々が続いています。季節の変わり目ですので、体調を崩さないよう気をつけて毎日を過ごしましょう。

●お知らせ1 第5回東北地方食品ロス削減等情報連絡会を開催しました

東北農政局は、令和7年6月10日に第5回連絡会を開催しました。当日は、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省による食品ロスの削減や食品アクセスの確保に関する施策等の説明、連絡会会員による食品ロス削減の取組事例発表を行いました。ご参加いただいた会員の皆様、ありがとうございます。

内容

- ・食品期限表示ガイドラインの改定について(消費者庁)
- ・食べ残し持ち帰り促進ガイドラインについて(消費者庁・厚生労働省)
- ・食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢(農林水産省)
- ・食品アクセスの確保について(農林水産省)
- ・連絡会会員による食品ロス削減取組等の事例発表

本連絡会への加入を希望される、食品関連事業者、フードバンク団体等の方は、[入力フォーム](#)から、ご登録をお願いします。情報の取扱いについては「[プライバシーポリシー](#)」をご覧ください。

▶会場の様子



▶事例発表の様子



株式会社ユニバース

モガミフーズ株式会社/一般社団法人やまがた福祉た

本連絡会は今後「東北地方食品ロス削減・食品アクセス確保連絡会」と名称を変更します。

詳細はこちら

<https://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/syokuri/index.html>



●お知らせ2 「令和7年度食品ロス削減推進表彰」の募集を開始しました

消費者庁と環境省は、食品ロス削減・食品寄附促進の取組を広く国民運動として展開していくことを目的として、食品ロス削減・食品寄附促進に効果的かつ波及効果が期待できる優秀な取組を実施した方を表彰する「令和7年度食品ロス削減推進表彰」の募集を開始しました。

募集の対象

消費者等に対し広く普及し、食品ロス削減・食品寄附促進に効果的かつ波及効果が期待できる優秀な取組を実施した方とします。個人、農林漁業者、食品関連事業者(食品製造業者、食品卸売・小売業者、外食事業者等)等、食品ロス削減・食品寄附促進に関係する全ての方が対象となります。自薦及び他薦を問いません。

応募期間

令和7年5月30日(金)～7月31日(木)

情報の取り扱いについては「[プライバシーポリシー](#)」をご覧ください。

応募に必要な書類

下記URL又は二次元コードからダウンロードした食品ロス削減推薦調書
※ダウンロードしたエクセルのファイル名は「名前(団体名)」としてください。

応募方法

専用の推薦調書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて下記メールアドレスへご送付ください。

e-mail: no-foodloss-award@caa.go.jp

※メールの件名は「【名前(団体名)】応募書類提出(令和7年度食品ロス削減推進表彰)」としてください。

詳細はこちら

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/R7award.html>



●お知らせ3

食料システム法が成立しました

食品の持続的な供給の実現に向けた事業活動の促進と、食品の取引の適正化を両輪とする「食料システム法(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律)」が、令和7年6月11日に成立しました。

法律の概要

食品等の持続的な供給の実現に向けた事業活動の促進

食品事業者等が、対象となる事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣が認定した場合、支援措置を実施。

食品等の取引の適正化

- (1) 農林水産大臣が、食品等取引実態調査を実施。
- (2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう、努力。
 - ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議。
 - ② 持続的な供給に資する取組(商慣習の見直し等)の提案があった場合、検討・協力。
- (3) 農林水産大臣が、事業者の行動規範(判断基準)を策定。
- (4) 農林水産大臣は、次の措置を実施。
 - ① 適確な実施を確保するため必要な場合に指導・助言を実施。
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施。(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。)※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。
- (5) 農林水産大臣が、取引において、通常、費用について認識しにくい飲食料品等を指定し、その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定。

詳細はこちら

<https://www.maff.go.jp/j/law/bill/250214.html>



●お知らせ4 令和7年度「第10回輸出に取り組む優良事業者表彰」が実施されます

農林水産物・食品の発展に向け、「フラッグシップ輸出産地(輸出拡大の意欲のある産地)」、「輸出可能品目の拡大」、「新たなジャンル(健康食品、中食)の開発」、「輸出ロットの拡大等による価格競争力の強化」、「新市場の開拓」、「輸入規制の緩和・撤廃への働きかけ」などの観点から顕著な実績を挙げている農林水産物生産者、企業、団体、個人を広く発掘し、その取組内容を表彰し、取組内容を食品の輸出に関心のある方々に広く周知することにより、新たに輸出にチャレンジする方々への一助となることを目的として「輸出に取り組む優良事業者表彰」が(公財)食品等流通合理化促進機構において実施されます。

募集対象

日本の農林水産物・食品の輸出に係わる業務に携わる団体(企業、法人、任意団体等)又は個人が対象となります。
応募にあたり、農林水産省のGFP(<https://www.gfp1.maff.go.jp/>)への登録(無料)が必要になります。

応募期間

令和7年6月1日(日)～7月31日(木)

結果発表

審査結果は受賞者へ直接通知(11月上旬を予定)

表彰式

東京都内にて令和7年12月上旬(予定)

応募に必要な書類

- ① 令和7年度輸出に取り組む優良事業者表彰 応募申込書
- ② 写真(取組内容がわかる写真)
- ③ 取組内容を記載した関係資料
- ④ 会社等の概要がわかるパンフレット等

応募方法

電子メールまたは郵送による提出のいずれかによりお申し込みください。

<電子メールの場合>

info@ofsi.or.jp

<郵送の場合>

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6階
公益財団法人 食品等流通合理化促進機構 「輸出に取り組む優良事業者表彰」事務局 宛

詳細はこちら

<https://www.ofsi.or.jp/kaigai/>



●お知らせ5

第2回中堅企業等東北円卓会議が開催されました

中堅企業の役割や課題、官民で取り組むべき事項をまとめた「中堅企業成長ビジョン」及び関係府省庁施策を再構築した「中堅企業成長促進パッケージ2025」の着実な実行に向け、中堅企業等の成長を後押しする体制構築及び取組の加速化等を目的に実施される会議です。

今回は、第1回円卓会議報告及びその後の取組、第9回中堅企業等の成長促進に関するWG結果報告と併せて、各省庁メンバーの中堅企業等支援に係る取組等紹介、東北地域における企業成長に向けた取組紹介、支援機関の取組紹介等が行われました。

開催概要・参加者

開催日時

令和7年5月28日(水)10:00～11:40

参加者

＜ゲストスピーカー＞

(株)UNICONホールディングス 小山社長、 エンデバー・ユナイテッド(株) 中原マネージングディレクター
(株)日本政策投資銀行 岡井東北支店長

＜構成メンバー＞

東北総合通信局、仙台出入国在留管理局、東北財務局、東北農政局、東北経済産業局、東北地方整備局、東北運輸局

＜オブザーバー＞

経済産業省、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、デジタル庁、外務省、文部科学省、厚生労働省、東北経済連合会、東北各県、仙台市、東北六県商工会議所連合会、金融機関、商工中金仙台支店、ジェトロ仙台、日本貿易保険、中小機構東北本部

参考：中堅企業施策 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chuukun/index.html> (経済産業省HP)

詳細はこちら

https://www.tohoku.meti.go.jp/s_sancle/index_sancle.html



●お知らせ6 令和6年度補正予算「産地連携推進緊急対策事業」の第2次公募を行っています

「産地連携推進緊急対策事業」は、食品原材料の調達リスクを抱える食品製造事業者等のみなさまに対し、産地支援や産地連携による国産原材料の取扱量増加を目指す取り組みを支援し、食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めることを目的としています。現在、令和6年度補正予算「産地連携推進緊急対策事業」の第2次公募を行っています。

対象事業者

- ・産地と連携した国産原材料調達計画を策定する食品製造事業者
- ・または、上記事業者とともに事業を実施する者

補助上限

1件当たり2億円(下限100万円)
※産地支援の取組がある場合は、1件当たり上限3億円

公募期間

令和7年6月12日(木)～7月15日(火) 17時00分

補助率

1/2以内

【補助対象経費】

取組A. 産地の支援

- 産地と連携する計画を策定した食品製造事業者等が産地を支援するために行う取組
- ①機械・設備費
 - ②消耗品費
 - ③設備費
 - ④謝金
 - ⑤旅費
 - ⑥外注費

取組B. 食品製造事業者等の取組

- 産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品等の開発・製造・PR等の取組
- ①機械装置・システム構築費
 - ②技術導入費
 - ③専門家経費
 - ④運搬費
 - ⑤調査費
 - ⑥外注費
 - ⑦広告宣伝・販売促進費
 - ⑧包装資材費
 - ⑨原材料費

詳細はこちら

<https://jmac-foods.com/genzairyou/r6/>



発行元お問合せ先

東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課 仙台市青葉区本町3-3-1(仙台合同庁舎A棟)
TEL:022-263-1111 (ダイヤルイン:022-221-6146) E-mail:tohoku_shokuhin@maff.go.jp